

会 議 録
-------

会 議 の 名 称	第3回 枚方市文化芸術振興審議会
開 催 日 時	令和6年1月19日（金曜日） 午後2時00分から 午後3時45分まで
開 催 場 所	市役所別館 第2委員会室
出 席 者	委員10名中9名出席 会長：林 伸光委員、副会長：佐藤 友美子委員、 委員：阪本 龍夫委員、佐藤 亜友美委員、田中 恵美委員、谷本 雅洋委員、 寺前 幸児委員、所 めぐみ委員、吉富 聡委員
欠 席 者	小川 知子委員
案 件 名	(1) 枚方市の文化芸術振興にかかる検討経過と枚方市文化芸術振興計画の見直し について (2) 市民への意見聴取及び枚方市文化芸術振興計画 【改訂版】 素案について (3) その他
提出された資料等の 名 称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 枚方市文化芸術振興審議会委員一覧</li> <li>・資料2 枚方市文化芸術振興審議会に係る関連例規</li> <li>・資料3 枚方市文化芸術振興審議会の傍聴に関する取り扱い要領（案）</li> <li>・資料4 枚方市の文化芸術振興にかかる検討経過</li> <li>・資料5 枚方市文化芸術振興計画【改訂版】（素案）に関する意見聴取内容とその 考え方について</li> <li>・資料6 枚方市文化芸術振興計画【改訂版】（素案）</li> <li>・資料7 枚方市文化芸術振興計画「主な取り組み」の新旧対照表</li> <li>・資料8 今後のスケジュール（予定）</li> <li>・参考資料① 枚方市文化芸術振興条例</li> <li>・参考資料② 枚方市文化芸術振興計画（平成29年3月）</li> </ul>
決 定 事 項	枚方市の文化芸術振興にかかる検討経過と枚方市文化芸術振興計画の見直し について
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	観光にぎわい部 文化生涯学習課

## 審 議 内 容

### 1. 開会

事務局：定刻になりましたので、只今より令和5年度第3回枚方市文化芸術振興審議会を始めさせていただきます。委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当させていただきます、枚方市観光にぎわい部文化生涯学習課長の奥村でございます。審議会の会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。また、本日の会議録作成にあたりまして、会議内容を録音させていただいております。ご了承くださいますようお願いいたします。

委員の皆様につきましては、今回、新たな任期となりますので、本来であれば、皆様のご紹介をさせていただくところではございますが、皆様全員が継続してご就任いただいておりますので、誠に勝手ではございますがご紹介は省略させていただきます。これに併せまして、事務局側の紹介も割愛させていただきます。ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、委嘱状につきましては、本来でしたら、お一人ずつお渡しすべきところですが、時間の関係もございますので、お席に置かせていただいております。何卒ご了承ください。資料1に委員のお名前を記載した一覧を配布しております。引き続き、枚方市文化芸術振興計画の進捗状況並びに文化芸術施策の今後の展開についてご審議いただきます。どうぞよろしく願いいたします。

また、本日は、委員10名中9名出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項に規定する「2分の1以上の出席」を満たしており、この審議会の会議が成立していることをご報告いたします。

### 2. 会長・副会長選出

事務局：資料2の2ページをご覧ください。この審議会の設置根拠となります枚方市附属機関条例では、第4条第1項で、「会長及び副会長を置く」と定めております。その選任につきましては、同条第2項で委員の互選によるとされています。事務局としましては、委員の皆様につきましては継続していただいておりますので、会長・副会長についても継続して林伸光委員・佐藤友美子委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

事務局：ありがとうございます。ご異議がないということでございますので、林伸光委員が会長に、佐藤友美子委員が副会長に選任されました。恐縮ですが、お二人は、会長席・副会長席の方に移動をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ここからは林会長に審議会の進行をお願いいたします。林会長、よろしく願いいたします。

### 3. 審議会の運営方法について

会 長：それでは、まず事務局に資料の確認をお願いします。

事務局：お手元の資料のご確認をさせていただきます。本日の会議資料は、資料1～8、及び参考資料1、2の

以上 10 点でございます。過不足等ございませんでしょうか。

(資料の不足等なし)

会 長：それでは、次第の「3. 審議会の運営方法について」事務局より説明をお願いします。

事務局：まず、会議の公開及び傍聴に関する取り扱いについて、ご説明させていただきます。資料 2「枚方市文化芸術振興審議会に係る関連例規」の 3 ページの枚方市附属機関条例第 6 条をご覧ください。第 6 条において附属機関の会議は、「公開」と定められています。ただし、第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合は非公開とすることが出来るとありますが、本審議会については該当する項目がありませんので、公開することとなります。なお、第 1 号に記載されている枚方市情報公開条例第 5 条の規定につきましては同じく資料 2 の 4 ページに条文を抜粋して掲載しております。

また、資料 2 の 3 ページの附属機関条例第 6 条第 2 項で「会議録を作成しなければならない」となっておりますが、その記載方法につきましては要点筆記と考えております。次に 6 ページの「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧ください。9 ページの第 7 条において会議録については、会議録の確定後速やかに一般の閲覧に供するものとされています。次に会議の公開に当たり傍聴手順等を定める必要がございます。8 ページの第 4 条第 4 項には「審議会は、その会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を決定する」とあります。

恐れ入りますが、資料 3 をご覧ください。「枚方市文化芸術振興審議会の傍聴に関する取り扱い要領」を提案させていただきます。この要領につきましては、本市に定めます審議会の標準的な様式の要件を満たしているものになります。

以上、会議の公開、傍聴に関する取り扱い等についてご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会 長：事務局から本審議会の設置概要、会議の公開、議事録、傍聴手順について説明がありましたが、委員の皆さん、この件について何かご意見などございますでしょうか。

(意見等なし)

会 長：特にならなければ、本審議会の会議を公開して、会議録を要点筆記で公表するものとさせていただきます。また、傍聴に関する手順についても、事務局提案のとおりとします。よろしくお願いいたします。本日傍聴の方はおられますか。

事務局：いらっしゃいません。

会 長：それでは引き続き会議を進めます。

#### **4. 案件**

会 長：それでは、案件 (1)「枚方市の文化芸術振興にかかる検討経過と枚方市文化芸術振興計画の見直しについて」及び (2)「市民への意見聴取及び枚方市文化芸術振興計画 【改訂版】素案について」、事

務局より説明をお願いします。

事務局：資料 4「枚方市の文化芸術振興にかかる検討経過」、資料 5「枚方市文化芸術振興計画【改訂版】（素案）に関する意見聴取内容とその考え方について」説明

会 長：市民への意見聴取内容とその考え方について事務局でまとめていただけていますが、これについて意見をお願いします。

委 員：1つ目の回答について、「乳幼児が」という文言を「乳幼児から」にした方が広くカバーできるのではないのでしょうか。

会 長：イベントを企画する側からしたら、乳幼児と未就学児の年齢は違います。未就学児は同伴者がいれば鑑賞できる年齢、乳幼児は実際にそれが難しい。乳幼児を対象となると、例えば総合文化芸術センターだとイベントホールでクッションコンサートですね、子どもたちが騒いでもいいようなもので、大人の鑑賞にはそぐわないのですが、乳幼児が実際に文化芸術に触れることができます。おそらくこの意見もその辺りを指摘されています。未就学児からにするのか、乳幼児からにするのか。その辺りの言葉遣いですね。

事務局：ご意見の意図が乳幼児に音楽を聞かせたいのか、乳幼児がいるから自分が音楽を聴くことができないのか、2つの意味で受け取れると思っております。「未就学児が」とすると、未就学児だけが音楽を鑑賞できるように受け止められるため、委員がおっしゃったとおり、「乳幼児から」とさせていただき、いろんな方にお越しいただけるような表現にさせていただきます。クッションコンサートを実際開催したこともあります。子どもたちも保護者の方にも大変喜んでいただけました。改めて、もっと低い年齢から聞いていただける環境をつくっていききたいということを踏まえ、修正させていただけたらと思います。

会 長：より具体的に指定管理者に指示するためにも、両方が包含できるようなニュアンスにしてください。乳幼児もですが、お父さん、お母さんの鑑賞も確かに大事なことだと思います。

副会長：この方の意見の受け取り方なのですが、「文化活動のハードルが高く」というのは2つあると思います。1つは赤ちゃんでも参加できる事業ということ、2つ目は入場料が高いということに読めます。施策の柱 I-②の欄に書いているからこういった回答になりますが、もっと広いことを言っているのではないのでしょうか。

事務局：事務局の認識としては、赤ちゃんを膝に乗せるのは無料、席が別途必要なら有料となりますので、入場料というのは小さいお子さんの入場料ということで包含して捉えました。副会長がおっしゃるとおり、赤ちゃんは赤ちゃんで参加したい。入場料は入場料で高い。という風にも取れる意見です。低廉な価格については触れていますので、今回の意見としては、乳幼児に対してできるだけ安く、という風にさせていただきたいです。学生料金等も設けている、という意見が庁内委員会でもあったので、このようにまとめさせていただきました。

副会長：できるだけ多くの人に来てもらえるように、といった形の説明もあるのではないのでしょうか。

事務局：乳幼児等のところにですね。

副会長：乳幼児等の価格設定はありますか。

事務局：基本、4歳以上は有料になります。乳幼児等を対象とした料金設定としては考えられますし、子ども無料というのはよくあります。例えば生涯学習市民センターでは、クッションマットの上に親子で座って鑑賞いただく事業だと保護者の料金だけでよいものもたくさんあります。総合文化芸術センターだと座席の料金ということになるため、4歳以上だとお金をいただいています。「また、」以降の入場料に関しては幅広く取れるよう検討します。

会長：入場料金の考え方は難しいです。市民からすれば安ければ安いほどよいというのがありますが、方々どこまで受益者負担してもらおうのかというのはイベントによって異なります。必要以上に下げると、参加しない方々の税金がそこに投入されてしまうことになります。小さい子どもたちに、将来来てもらうため、といった目的であると公的助成の多い事業もあっていいと思います。できるだけ必要なバランスをとっていただきたいです。例えば小ホールのワンコインは若手育成、大ホールのワンコインはできるだけ幅広い市民にホールに来ていただくという趣旨。なんでもかんでも500円というのはできないと思います。

会長：他ご意見はよろしいでしょうか。無いようでしたら、案件1の見直しについて、今日の本題はここまでです。枚方市の文化芸術について感想を一人ずつお願いします。

委員：総合文化芸術センターができて少しずつ進んできているような気がします。いろんな面が難しいと思うのですが、小中高の文化芸術の取組を更にできたらいいなと思います。市の主催だと財政的に負担が発生するので難しいと思いますが、子どもたちに機会があればいいなと思います。

委員：これからの任期2年間でどう変わっていくのかなということを、皆さんと考えていけたらと思います。私は枚方市のアーティストバンクに登録させていただいているので、若手育成のワンコインコンサートはとていいと思います。これからも様々なジャンルで若い方の文化芸術のアーティストたちの支援としてセンターを使わせていただけたら、市民の方にも喜んでいただけたらと思うので、続けていただけたらと思います。

委員：市民として枚方市が芸術に力を入れているということを審議会に参加させていただくことで、このように意見をまとめて文化芸術を振興されたり、センターを作ったりしているのを知れて勉強になって良かったなと思います。親としても、総合文化芸術センターで子どもたちが合唱をさせてもらったり、活用させていただくようになって体感できて良かったと思います。市民が得れる情報が広報ひらかたやポスターといった紙媒体が中心、もしくはホームページなので、子どもたちに文化の体験を広めていきたいと思っていらっしゃるのであれば、LINEなどのSNSや発信方法が今にあったような形にしていけば印刷費や人件費といった経費も削減できます。税金の使い方として、どのように広報に使っていくのかというところで、デジタルを活用し、皆さんがスマホなどで自然とキャッチできるようなイメージ

をもっていただくと、参加もしやすいと思いますので、この2年間で変わっていったらなと思っています。

会長：情報発信は指定管理者の責任でもあります。より空席を埋めるような取り組みをしていただくことで財源の確保にもつながるので、より分かりやすい情報発信の方法を指定管理者と検討してください。

委員：企業も枚方を支えています。枚方に社会貢献したいという思いをもっている企業も結構あります。何か協力できないかとお話をいただくこともあります。そういった部分での文化芸術に協力という面ですと、牧野の商店街がピアノのコンサートを企画し、たくさんの人にお越しいただきました。そういったことが見受けられます。

人口減少にも触れられていますが、我々労働者人口減少の中で、文化芸術は生涯関わっていけるものです。審議会に関わって改めて感じることができました。センターも高齢化したから利用できなくなることはないよう、高齢者も長く来れる、活用できるような施設にしていきたいと思っています。

会長：条例にもありますが、文化芸術は市民、行政が手を取り合っていないといけないですね。

委員：コロナがあって、昨年5月に5類になり、久しぶりに制限のない音楽祭に参加させていただきました。子供たちが舞台上に立って合唱しているのを聞いていたのですが、これが来年度からも続いていくのだと、小学校の内に1回は舞台上に立つ機会ができるというのは嬉しく思っています。枚方市に総合文化芸術センターがあるのだと、もっと身近になってくれれば、気軽に文化芸術を楽しむスタイルができてよいなと思います。

委員：行政の政策という対象限定、焦点化はわかっているのですが、文化芸術は幅広く、対象を絞ることの必要性和、緩やかにしておくことの両方が大切だと思います。計画に対するパブリックコメントがいただけるということは関心が見られるということです。数だけではなく、意見もちゃんといただいています。短い言葉をどう読み解くかということがありますが、計画以外のご意見で16に朗読について書かれている意見について、朗読は図書館という見方をすればこの計画での取り扱いはないですが、朗読といってもかなりアーティ（arty）な要素を取り込んで表現されていることも少なくはなく、そういったことをご意見を書いた人は意図していたのかもしれない。そういった端々に市民がとらえている文化芸術が溢れています。いろんな場から吸収できるように、表現の仕方や可能性を発信していただけるといいなと思います。

会長：劇場で考えると朗読劇というジャンルがあります。多様な事業ができるセンターとしてやっていってもらえればと思います。

事務局：計画の改訂でパブリックコメントを実施しましたが、いただいた意見には文化芸術や施設運営に対するものが多かったです。朗読の意見も含めて、我々も真摯に受け止めないといけないと思っています。計画の改訂部分としては、「素案のとおり」となるのですが、貴重な意見ですので、どのような思いで書いておられるのかを考えながら次の5年間に反映させる改訂版を作らせていただきましたし、そのような形で進めていきたいと思っています。

委員：アーティストバンクのマッチングの発展形で、イベントの要求というニーズはやりたい人が存在していて、反対にやってほしい人も存在しています。高度なレベルを求めている訳ではなく、楽しくやりたい人、楽しく感じたい人のマッチングをSNSを使用してマーケティングしていくことが行政の役割になります。行政がやるのではなく、市民のニーズマッチングに市が持っていく。セキュリティ・事件事故等の課題はありますが、市民は市がなんでもやってくれると思っていますが、そういう時代ではありません。自活の時代ですので、マッチングさせる手段を考えることが次のステップになっていくと思います。「わかりました、やります。」ではなく、やってくれる人を探す。市が持っている財源のスペースを効率的に利用し、空間含めていかにデリバリーして実現するのが、これから重要になるのではないのでしょうか。そうすると、様々な企業も参画、補助がしやすくなると思います。

事務局：アーティストバンクに登録いただいた方には、アウトリーチを中心に活動いただいておりますが、くずはモールや図書館のイベントのマッチングも少しずつですがしていました。コロナで激減してしまいましたが、もっと利用してほしいと思っていますが、利用していただける環境、広報力が足りないと思っています。民民で盛り上がっていただくことも市として重要だと思っています。拡大し、発表・演奏の機会を増やしていかないと作った意義がないと思っているので、いい報告ができるように頑張ります。

委員：音楽、書くこと、全てにおいて若い世代は極端に言うとデジタルのコミュニティに飛びついています。ある意味広がりやすいので、先ほどのマッチングの一つかもしれませんが、若い人たちにとって、漫画もデジタル、音楽もデジタルで作れる時代、チャット GDP で論文を書ける世代なんですね。乳幼児がという話でいくと明らかにそういう時代になっています。ペンを持つよりスマホを持つ時代ですので、相対的に市がデジタルが苦手なのは承知していますが、若い世代への浸透力は強いです。広まってからではなく、今やっておく方がトレンド的には良いので、発信だけでも良いかもしれませんが、市としてもマーケティングは今からやっておくべきかと思います。

事務局：デジタルについては行政は得意な部分ではありませんが、指定管理者制度ということで民に総合文化芸術センターの運営を任せていて、来年度で一期目が終了します。二期目に向けてどのように進めていくかという中で、若い人たちが文化芸術に引き付けるという面でデジタルは切っても切れないと思いますので、文化芸術の裾野を広げるためにも、振り向いていただく一つのきっかけとしてデジタルは避けられないので、二期目では事業等で実施いただけるような仕組みづくりを市としても考えているところです。

副会長：アーティストバンクは受賞歴のある方を対象にということですが、草の根的な方が出てこないのも、ハードルを下げて、推薦制で何人かの推薦を受けた人は登録できるという形にしないと、賞の無いようなジャズ分野などがたくさんあります。それが特別すごいレベルということではなく、何か違う取り組みであったりとか、みんなは気が付かないけど、その界隈の人は知っているというのがあると思います。そういうのを見つけ出ししていく仕組みを作らないと時代に取り残されていくと思います。

SNSでの発信も色々されているとは思いますが、届いていません。これは私もそうですが若い人の中にはデジタルを扱えないため、学生なども活用して教えてもらえるようなボランティアを窓口に手配するなどといった、顔つなぎのようなソフトな部分を考えていただければと思います。

地域のことを取り上げてほしいという意見がありましたが、市民総合文化祭などで地域のものを巻

き込んでいる感を出した方がいいかなと思います。今はそれが見えないので、そうしないと来ない人は来ないままギャップが広がると思います。あと 5 年間でどのように賑わっていくのかというのが見えたらいいなと思います。

会 長：枚方市の文化芸術振興条例が制定されてちょうど 10 年目の年です。早いもので、条例ができた当初は総合文化芸術センターを作るというのはレールの上にはありましたが、まだ更地の状態でした。文化の条例というのは大阪府下でも先進的で、先例は大阪市や豊中市くらいでした。そういう意味では条例ができるということは良かったと思いますし、条例の中に審議会が位置付けられているというのが重要です。パブリックコメントがマジョリティと言い切ってしまうと違うかもしれませんが、いろいろご意見をいただきつつ、評価もいただいているというのが総合的なところかと思います。入場料が安いと使い勝手もよいのは当然のことですが、そこは一定のご理解もいただきつつ、子どもを連れていきたいというような意見は拾っていかなくてははいけません。今後も計画に沿った施策が行政やそれぞれの指定管理者が行っていく中で、行政と市民が同じ立場になりつつ文化芸術振興に携わり、まちづくりに寄与していくような、そういう意味でまた続いていきますのでよろしくお願いします。

会 長：それでは、続きまして、(3)「その他」について事務局からお願いします

事務局：資料 8「今後のスケジュール」について説明。

事務局：3 月に審議会から市に答申を行いますが、答申については林会長からいただければと思っております。また、先ほど市民意見聴取に関して皆様からご意見いただきましたので、公表の方法を含めた修正については会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局：ありがとうございます。それでは会長とご相談させていただき、最終版を作成し、林会長から答申いただきますので、よろしくお願いいたします。

会 長：只今、事務局から今後のスケジュールについて説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(意見なし)

## 5. その他

会 長：それでは続きまして、案件 5「その他」について、事務局からお願いします。

事務局：阪本先生からチラシをお預かりしましたので、お配りさせていただいております。

委 員：青少年センターで公演させていただきます。内戦で女性子どもがさらわれたりという話をモチーフにした演劇です。

事務局：事務局からも、中学校オーケストラ鑑賞会のパンフレットをお配りさせていただいております。鑑賞

をご希望の委員がいらっしゃいましたら審議会終了後にお声がけください。また、第2回ジュニア・ウインド・オーケストラ鑑賞会が今週末にございますので、こちら入場無料ですので、よろしければお越しください。

事務局：副会長のご意見の中の幅広く取った方がいいのではないかという意見で、施策の柱Ⅱ-1の主な取り組みに、「市民ニーズに応じた参加しやすい時間設定や料金設定」が書かれていますので、併記して、どちらでも取れるような形で考えさせていただけたらと思っております。この審議会の後、市議会に報告するのですが、そこでご意見いただくことも考えられますので、そこでいただいた意見も踏まえ林会長に一任という形にさせていただけたらと思っております。

会 長：事務局からの説明で、何かご質問やご意見はありませんか。

(意見なし)

会 長：本日の案件は以上です。では、以上をもちまして令和5年度第3回枚方市文化芸術振興審議会を閉会します。